

令和4年度第1回上下水道事業審議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和4年8月1日（月） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 市役所本庁舎2階災害対策室1・2
- 3 出席者 佐藤会長、福島副会長、上田委員、竹村委員、加藤委員
大川委員、岩本委員、桐山委員、菅野委員、宇賀委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 笠井市長 高石部長 板倉課長、飯田主査、山寄主査
豊田主査補 高山主任主事
- 6 傍聴者 5人
- 7 議題 ①会長・副会長の選出
②白井市水道事業の概要について
③白井市公共下水道事業の概要について
- 8 議事
(事務局)

これより令和4年度第1回白井市上下水道事業審議会を開催いたします。

会議中に発言がある場合は、会長の指名に基づき発言くださいますようお願いいたします。

なお、議題の進行につきましては、本来であれば規定により会長が議長を務めることとなりますが、委嘱後1回目の会議となり議題の1つ目で会長を選任することとしておりますので、会長の選任までは事務局で務めさせていただきますのでご了承ください。それでは、高石都市建設部長が仮議長を務めさせていただきます。高石部長議長席へお願いします。

(仮議長)

それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。白井市附属機関条例第3条第1項の規程により会長及び副会長は委員の互選により定めることとされています。まずは会長の選任について、どなたか立候補又はご推挙される方はいらっしゃいますか。

特にいらっしゃらないようであれば、事務局の方で推薦等ございますか。

(事務局)

はい。会長につきましては、上下水道事業に精通されている佐藤委員にお願いしたいと考えております。

(仮議長)

はい。ただいま事務局から会長には上下水道に精通されている佐藤委員の推薦がございました。委員の皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

(仮議長)

よろしいでしょうか。では、佐藤委員、会長職をお引き受けいただけますか。

(委員) 承諾

(仮議長)

はい。ありがとうございます。それでは、佐藤委員のご了解をいただきましたので、会長には佐藤委員を選任いたします。

新しい会長が決まりましたので、白井市附属機関条例第6条第1項の規程によりまして、会長に議長をお願いいたします。

(事務局)

それでは、佐藤会長、議長席へお願いいたします。

(会長)

ただいま、会長へご選任いただきました佐藤でございます。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。委員の皆様には活発なご議論、それから議事の円滑な運営にご協力お願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、引き続き副会長の選任について、どなたか立候補またはご推挙される方はいらっしゃいますか。事務局から推薦される方はいらっしゃいますか。

(事務局)

副会長には受益者を代表いたしまして、商工会の福島委員を推薦したいと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局から副会長には福島委員のご推薦がありましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～異議なし～

(会長)

はい。ありがとうございます。福島委員、副会長職をお引き受けいただけますか。

(委員) 承諾。

(会長)

それでは、福島委員のご了解をいただきましたので、副会長には福島委員を選任いたします。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。ここで笠井市長におきましては、次の公務が控えているため退席とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

(笠井市長)

皆さんよろしく願いします。

(事務局)

ここで換気を含めて5分間の休憩とさせていただきますので、35分から再開させていただきます。

(事務局)

では、再開させていただきます。では、引き続きお手元の次第と資料によりまして進めてまいります。各事業の概要説明が2件となっております。議事の白井市上下水道事業の概要について事務局から説明をお願いします。

～資料より説明～

(会長)

はい。事務局ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対し、何かご意見ご質問等ございますか。

(委員)

老朽した水道管の維持管理が今後増大するという説明がありましたが、現在の支出の中でどのくらいを占めているのかを教えてくださいと思います。

(会長)

事務局よろしく願いいたします。

(事務局)

白井市では法定耐用年数を経過している管路自体が存在しておりませんので、更新の費用自体は発生していません。そのため、更新に係る費用は今のところは0円になります。法定耐用年数を経過する管路は令和5年度に発生いたしますので、5年度以降は先ほどの説明のとおりです。約30キロを更新するためには18億円かかります。単年度だけでこれだけ大

きなお金を出すということはなかなか難しいところがございますので、管路更新計画というものを策定いたしまして、その計画によって費用の平準化をはかり、またどのような管から優先的に更新していったらいいのかというようなことを考えまして、それに見合った財源を計上していくという計画を令和5年度に策定する予定です。その計画によって本格的な更新が始まる予定です。

(委員)

では、あの壊れたりして修繕しているということはまだ発生していないということでしょうか。

(事務局)

水道に関しては漏水等の小さな事故は年間2、3件発生しております。金額的には1件あたり100万円前後かと思われませんが、計画的な更新工事は先ほどの説明のとおり令和5年度以降に策定したストックマネジメントに基づいて行いたいと考えております。

(委員)

はい。わかりました。

(会長)

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

(委員)

同じところで、令和5年から管路更新計画の策定に着手しますよという話を伺いました。一般的に法定耐用年数、法で決められたことなのですが、今まで全然やった実績がないといったお話でしたので、原則論としては法定耐用年数を超えたものから対象となっていくと思われれます。その管路更新計画の策定の時に実際に管路の劣化状況を何らかの方法で調査して、優先順位がつけられるというお話がありましたが、具体的にその調査方法も含めての更新計画なのか、ストックマネジメントで計画されるお考えなのでしょうか？

(事務局)

はい。令和5年度に策定予定のアセットマネジメントに関しましては、管路の耐用年数については法定年数が38年と決められておりますが、実際にその地域の特性に基づいて38年のところを60年で行っている市町村もありますし、100年で行っているような市町村もございます。こちらについては、現在布設されている管路の状況を再度確認しながら、耐用年数を何年にするかを決めるところから始めて、修繕計画を作りたいと考えております。ちなみに、現在、布設しているGX管という耐震管は一

一般的に100年もつと言われておりますので、その辺を含めての検討になるかと思えます。

(委員)

ありがとうございました。

そうしますと具体的に調査するのは、どこか場所を決めて掘削して具体的に調査されるのか、それとも別の方法で管路の劣化状況を調査されるのでしょうか。

(事務局)

その辺も含めまして計画を作りたいと考えております。

(委員)

はい、わかりました。今、ご説明の中でいろんな各地域自治体の状況によって法定耐用年数かける1.5とか独自の数字を使って実施されるわけですが、それはあくまでも実績を積み上げていったなかで実施されるということなので、その辺の計画の中に盛り込まれていくということなので効率的にできればと思っております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

特に今の劣化診断というのは重要になると思いますので、委員がおっしゃったとおりのところで、その辺を踏まえてストックマネジメントを実施されたらよろしいと思えます。

はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ございませんか。

(委員)

白井市水道事業の概要の16ページですが、法定耐用年数38年を超える管路の増大という表記があります。30キロ更新するためには、約18億円が必要になるということで、今の企業会計の円グラフみたいなものが13ページに作られていると思えます。企業会計ということは、もちろん減価償却費もきちんと計上されていることは分かりますが、いわゆるキャッシュフローや損益だけだと見えづらいので、いわゆるB/Sなど資産と負債を見ることが可能かどうかお聞きしたいです。

(事務局)

B/S、貸借対照表ですが、白井市では決算書をホームページに公表しておりますので、そちらの数字をお見せすることはできます。実際の令和2年度の決算ベースでのキャッシュで現金残高については、金額でいいますと、流動資産の現金預金が約7億8千400万。後ほど資料でお送りした方が良いかと思えますが、キャッシュフローに関しても平成31年度か

ら約1億増加してるという状況にはなっております。以上です。

(委員)

ということは、この13ページの表の水道事業の収益と費用がホームページに載っているわけで、それに対応する水道事業だけのB/Sも見れたりするのですか。

(事務局)

そうです。ホームページで公表しておりますので、お見せすることはできます。

(委員)

返済がどれくらい残っているかというのもそこで見れるのですか。

(事務局)

そうです。企業債の残高も固定負債あるいは流動負債で記載しております。

(委員)

最後に、返済はだいたい1年位でどのくらい返済されているか分かりますか。

(事務局)

水道事業の場合、企業債の償還高はだいたい年間で2,800万円くらい。3,000万前後が企業債償還金で支払いになっております。以上です。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますか。

(委員)

9ページの市内の地図を見るとすごく井戸水の利用区域が多いのですが、こちらの井戸水区域も、いずれは市営水道区域になるのでしょうか。

(事務局)

現在、全市給水について庁内委員会を立ち上げて検討しているところで。また、この中では企業誘致、調整区域での人口政策、それも含めまして総合的に白井市の今後の水道のあり方を検討しております。また、当然

こちらに関しては、水利権の獲得が必要になってきますので、今年度から水利権管理団体である印旛広域水道事業というところと協議を始めておりまして、遅くとも令和7年度までには方向性は確定させたいと考えております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にご質問等ございませんか。

どうぞ。

(委員)

10ページの無収水量等というのは料金にならないため、回収できないものだと思いますが、これは実際に料金に換算するといくら位になるのですか。おおよそで結構です。100万円とか1,000万円とかその位で結構です。

(事務局)

令和2年度の供給単価1m³当たりの水道料金が、1m³あたりの水道料金が226.48円になります。それに10ページに記載されている無収水量32,172にm³単価を掛けますと、約727万円と見込まれます。以上です。

(会長)

よろしいですか。

はい、どうぞ。

(委員)

これは市の政策の一環なのでお金がかかるのは仕方ないかとは思いますが、企業会計の中で維持管理に対する繰入金があると思います。更新計画で大分お金が掛かり、実際には難しいとはとは思いますが、検討して0に限りなく近づいていただけたらありがたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にどなたかご意見ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

(委員)

14ページの受水費割合で、白井市は水源となる井戸を保有していない

ため受水費割合が大きくなっているということを、先ほど水利権という言葉で説明されたと思いますが、ここが少し分からないので説明していただけますか。また、これは類似団体では井戸水で賄っているって意味なのでしょうか。

(事務局)

まず、皆様に水道を介してお水を配る際には、その水はどの水を使ってお配りするかというのがあります。一般的には地下水や川の表流水などがありますが、白井市の場合は川の表流水を使い、その水を印旛郡市広域市町村組合用水供給事業から水を全て購入しております。白井市の水道事業というのが、昭和59年から始まっております。それ以前に給水を始めていけば、市内に井戸を掘り、水を供給できたのですが、白井市は事業開始時、県の方で井戸を掘ることができないような採掘規制をかけておまして、水道事業としては井戸を掘ることができない状況であるため、皆様にお水をお配りするために、印旛広域というところから水を買ってお配りしているという状況になっております。ですので、受水費が54パーセントという同一団体に比べて高いのは、白井市の場合に関しては100パーセント印旛広域から購入しているからです。他の市町村ですと規制がかかる前に掘れられた井戸水を使用し、ブレンドして水をお配りしているケースもございます。以上です。

(会長)

よろしいですか。はい。

(事務局)

水利権の説明について補足しますと、当然お水をどこからか持ってくることとなります。白井市がもっている水の水源が主にダムとなります。奈良俣ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水路という3か所から水を印旛広域がいただいたのち浄水しての関係団体に送っています。受水割合が低いというのは、例えば八街市さんですと昭和35年頃から、四街道市さんですと昭和34年頃から既に水道事業を始めております。この段階では、まだダムの建設が全くなされておりましたので、水利権というのはありませんでした。ですから、井戸を掘って、その井戸を水源として水道事業を運営しておりました。その流れの中で印旛郡市も地盤沈下などが問題になっておりましたので、地下水はもう使用しないということで、表流水を使用することになりました。その中で現在でも地下水を利用しているところが多くありますので、白井市に比べて他の団体は受水費の割合が、単価が低いというか、地下水の方が比較的費用が安く供給できるため、受水費割合というのが安くなります。それに比べて、白井市は全てダムの水を使用しております。ダムの建設費用も含めて受水費が高くなっているという状況になっております。

(会長)

はい、ありがとうございます。
福島委員どうぞ。

(委員)

13ページの円グラフの中で、支出の方の給水サービスの費用というのは、いわゆる検針などの人件費のことですか。

(事務局)

はい、給水サービスの費用というのは、主に維持管理に関するものが多くなっております。先ほどのご説明と少し重なりますが、配水場ができましたので、配水場の運転管理に要する費用も含まれております。また、配水ポンプに関わる電気料金ですとか燃料代も発生しますので、そういった費用が含まれております。また、料金徴収に関わる費用もここに含まれておりますので、検針に関わる費用などをまとめて給水サービスと表記しております。委託料や維持管理に関する費用など、小さなものから大きなものまでありますが、給水サービスに必要な費用ということで、まとめさせていただきます。以上になります。

(委員)

あともう一点。16ページの先ほども話のありました耐用年数について、白井市で塩ビ管を使用しておりますが、塩ビ管の法定耐用年数も38年でしょうか。

(事務局)

法定耐用年数は、管の種類によって耐用年数が違うということではなく、弁のついた管については、38年と地方公営企業法で定められております。ですので、管種によらずにこの表では布設した年度からの38年と表記をさせていただきます。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にご質問等ございますか。よろしいですか。

おそらく今、いろんな委員の先生方からご質問のあったように、これから維持管理が増えていくと思います。今現在でも1,900万円の純損失というところのなかで、いかに持続可能な水道経営を図っていくかというところが肝になってくるかと思っておりますので、ぜひ更新計画というものを我々もしっかりと見守りながら計画を策定されることを望んでおります。

他はよろしいですかね。何か事務局の方で言い足りないところとかございますか。

(事務局)

最初の説明のところ、2か所程、年度の訂正があります。

15ページの給水人口が令和2年度まで微増の見込みという説明をしておりましたが、こちら表のとおり令和7年度まで微増ということになります。表をご確認ください。

次に17ページの料金改定ですが、13年度以降13年間でと説明しましたが、平成18年度以降に据え置きされていたということで、こちら13ではなく18年からということになります。

この2点について訂正させていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは水道の方のお話はよろしいですかね。

(事務局)

時間が経ってますので、ここで少し休憩のほうをよろしいでしょうか。

(会長)

16時30分から再開ということでよろしくお祈いします。

(会長)

皆さんお揃いでしょうか。それでは再開いたします。

それでは続きまして、白井市下水道事業の概要について事務局のほうから説明をお願いします。

～事務局より説明～

(会長)

事務局、下水道事業の説明ありがとうございました。

質問に進みたいと思うのですが、時間が超過しているようなので、皆様からは質問をいただいて、回答については事務局から後日ということでもよろしいでしょうか。時間が押しているようなので、そのようにさせていただければと思います。

それでは、今の事務局からの説明に対してのご意見ご質問をお願いしたいと思います。

(委員)

19ページにストックマネジメント計画に基づく更新事業費というの

が示されておりますが、これは令和3年度から7年度までの5年間分の費用だと思っておりますが、先ほどの水道事業のような事業費、支出の中でどういった費用がかかっているのかという資料がこの中には記載がありませんので、例えば今年度、令和4年度の支出の全体がいくらで、その中でこの更新費用にどのくらいのお金がかかっているのか、そのようなデータなどについて知りたいです。

それと今後、このように費用が増えていくという話がありましたので、例えば計画年度終わりの令和7年度だと、どのくらいの見込みなのかというのを教えていただきたいと思っております。以上です。

(会長)

はい、大事なところだと思います。事務局、今の質問の趣旨はよろしいですかね。

(事務局)

分かりました。まず4年度に関しては予算ベースの事業費でよろしいでしょうか。4年度の事業ベースのものを後ほど回答させていただきます。7年度までのものについては経営戦略で、ストックマネジメントの先ほどの2億3千500万円の年度ごとの内訳についても併せてご回答させていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。
他の委員の方。はい、どうぞ。

(委員)

18ページの下水道事業の課題で、雨水整備の推進と書かれていて、これはもちろん大切で大変なことだと思います。今、白井は幸いなことにすごいゲリラ豪雨とかに見舞われていないのですが、昨今の天気だと雨もすごいです。1時間に何ミリとか、そういう分析のもとに、雨水処理をどのようにして下水につなげていくかというのはすごく難しいですが、考えないと白井も水浸しになりますよね。浸水対策をどの様に行っているのか、将来を見据えた雨水量っていうのを十分鑑みて計画をしていただけたらと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局の方よろしいですかね。降雨強度とか分かりやすくご説明するような資料だと思います。

(事務局)

市で、昨年度末に下水道事業で内水ハザードマップというものを作成し

ております。こちらの方、ホームページで公表しておりました、具体的には洪水被害について、どこの地区が浸水するのとか載せているものがありまして、そちらの方をまずお見せしたほうがよろしいかとおもいます。併せて雨水の整備についてはそれに併せて事業費がどれくらい掛かるかについては、明確に出ていないので、そこに関しては今後検討していくとうことでお答えさせていただきたいと思います。

(会長)

今のご回答でよろしいですか。

(事務局)

雨対策について、すごく最近、線状放水帯ですとかいろんなことでご心配される意見が多いです。そこで、先ほども説明いたしましたが、ニュータウン区域については基本的には公共下水道という形で整備を行っております。これは昔の基準で行っており、基本的には時間50ミリが最大という計画のもとに行っております。ただ、それを超えるような雨が頻繁に降るような状況になっていまして、実際この下水道だけではなくて、例えば河川などでも利根川が決壊してしまうとか、全国的に大きな問題がございます。この集中豪雨の話については国の方では、全部ハードではやりきれないという流れでございまして、流域治水といった考え方であらゆる面を活用していく。ハードだけでは追いつかない部分っていうのはどうしてもございます。

それからもう一つ、今、内水ハザードマップの話をさせていただきましたが、これに関しても基本的には自分の身はある程度自分で守ってくださいという、そのような激しい雨の降る恐れがあるとき、あなたの地区はもしかしたら浸水する可能性がありますよ。あなたのところは3メートル以上も浸水することになるかもしれませんよ。というようなものをお示しするというようなことですので、雨対策に関しては本当に基本的には人が密集している市街化区域に関しては、市の方で進めようとしておりますが、かなり費用がかかること時間もかかること、実際問題それがやったからといって万能とは言えないような時代になってきているというところがございますので、ご承知願いたいと思います。

その辺に関しての資料は分かりやすいものがあれば、後日お示ししたいと思います。以上です。

(会長)

他の委員、ご質問等ございますか。はい、どうぞ。

(委員)

まず、雨水整備のお話がありましたので、確認なのですが、雨水整備は市の公費100パーセント負担でよろしいか。

それから、ページ10ページなんですけど令和2年度末実績があって処理区域内人口の51,593なのですが、事業計画とこの5千人くらいの差、また水洗化人口でも3千人くらいの差がありますのでこの原因を分かれば教えていただきたいと思います。

それから、不明水や面積について今の状況をわかる範囲で教えていただければと思います。以上です。

(会長)

すいません。事務局のほうは雨水整備について簡単に説明をお願いします。

(事務局)

まず、1つ目の財源については、雨水に要する経費については、国交省が昭和30年代に雨水に関しては原則として公費負担、一般会計の負担すべきものということを示しております。総務省の方でも繰り出し基準で、一般会計から繰り出すべきお金が示されておまして、その中でも雨水に要する経費については一般会計から、いわゆる基準内繰入として繰り入れることができるよというようになっております。

で、次に1つとばして3番目について、不明水に関してですが、同じ10ページの資料で、処理水量と有収水量というのが記載しております。こちらの方、年間の処理水量、白井市は印旛と手賀の方の処理場につないでおりますが、処理されたうち白井市分と見込まれる水量っていうのが740万 m^3 。このうち有収水量、下水道使用料の対象となっているのが573万1千 m^3 。これが有収率81.4パーセント。逆に言うと残りの18.6パーセントの無収率が不明水の見込みだと思っていただければと思います。

(事務局)

下水の不明水の要因として考えられるのが、管の老朽による雨水の侵入が考えられます。その対策をしなければいけないということなのですが、現在、市では、令和2年度から不明水対策として送煙調査というものを行っています。こちらの内容としましては、下水道の一部の部分を止めましてそこに煙を送りまして、雨水の誤接続が無いかというのを確認する方法です。その確認をして不明水対策につなげている状況になります。

2番目のこの水洗化人口の推進化計画、事業計画との差が出ているという部分については、今すぐお答えできませんので、後ほど回答させていただきます。以上です。

(会長)

よろしいですかね。雨の場合は市街化だろうが市街化調整区域であろうがどこでも整備しなくてはいけないことだと思います。

他の委員の皆様ご質問はございませんか。

(委員)

水道事業もですが、老朽化をしていくと更新するためにだいたいこの位掛かりますというような金額というのは、資料で分かるのですが、その財源をどのように確保するのかというのは白井市さんの中では何個か案がありますか。

(事務局)

そちらについては、先ほど一番最後のページでお話しした経営戦略というものを令和3年3月に策定してており、この計画は10年間の計画でして、この中で更新費用も含めた財源計画というのが記載されていたかと思えます。この計画もホームページに公表されていますので、そちらをご覧くださいと思います。

(会長)

他ございませんか。

(委員)

18ページの雨水施設の整備をすすめておりと記載されているんですが、具体的にどんなことをされているのか教えてください。

(会長)

後日でもいいので事務局のほうからご回答お願いします。

(事務局)

わかりました。

(会長)

他の委員の方はいかがですか。

(事務局)

何かありましたら後で FAX とかメールとかでも構いませんのでご質問受けさせていただきます。

(会長)

特にありませんでしたら、次第の議事の(2)上下水道事業の概要についてを終了させていただきたいと思えます。

次に次第の(3)今後の審議内容について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは今後の審議内容についてご説明いたします。令和4年度の上

水道審議会は今回を含めて3回の開催を予定しております。

2回目につきましては、現在のところ11月を予定しており、内容としては先ほどお話ししました令和3年度の決算を公表できますので、決算についてのご報告と汚水処理適正化構想、先ほど少しお話ししたところですが、今回見直しを予定しております。その見直し内容について審議会にて皆様のご意見をお伺いすることとなっております。なお、この汚水処理適正化構想につきましては、皆様からのご意見を伺った後、パブリックコメントを実施する予定です。

次に3回目につきましては、来年の1月を予定しております。内容としては、先ほど汚水処理適正化構想のパブリックコメントを行うということでしたので、パブリックコメントの結果についてご報告させていただくのと、令和3年度に事業を終了した社会資本整備総合計画、雨水や汚水等の整備を国庫補助事業として行っておりますので、そちらの事務事業評価というのを実施する予定になっております。なお、社会資本整備総合計画の事務事業評価につきましては、市長からこの審議会にてお伺いすることとなっております。内容については以上です。

(会長)

はい、事務局ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問よろしいですか。

よろしいですね。他に意見がないようですので、以上で全ての議事を終わりにしたいと思います。

(事務局)

では、佐藤会長、議事の進行をありがとうございました。

以上を持ちまして、令和4年度第1回白井市上下水道審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

使用した資料

- ①白井市水道事業の概要について
- ②白井市公共下水道事業の概要について